

2019 推第 81 号
令和 2 年 3 月 25 日

クレジットカード加盟店等 業界団体 御中

一般社団法人日本クレジット協会
セキュリティ対策推進センター

実行計画の期限経過後のクレジットカード取引等におけるセキュリティ対策について

拝啓 時下益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当協会が事務局を務めるクレジット取引セキュリティ対策協議会（以下「協議会」）が策定した実行計画に基づくセキュリティ対策についてお取り組みいただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、協議会の第 7 回本会議（書面審議）が開催され、実行計画の実施期限である 2020 年 3 月を経過した後のクレジットカード取引等におけるセキュリティ対策として、次の 2 点の文書が取りまとめられましたのでご報告いたします。

1 点目は、新たな手口等によるカード情報の漏えい、不正利用の発生、新たな決済サービスの進展等クレジットカード取引を取り巻く環境も変化している状況を踏まえ、実行計画後のセキュリティ対策の在り方について取りまとめた「クレジットカード取引等におけるセキュリティ対策の現状と今後の取り組みについて～実行計画後の取組(ポスト 2020)～」です。

2 点目は、実行計画の後継文書として割賦販売法で求められるセキュリティ対策の実務上の指針の位置付けとして策定された「クレジットカード・セキュリティガイドライン」です。

つきましては、貴団体におかれまして、上記 2 点の文書が取りまとめられたこと及び協議会事務局を務める当協会のホームページにおいて関連資料が掲載されていることを、貴団体加盟会員様にご周知くださいますようお願いいたします。

参考として、両文書の概略についての説明文を別紙にご用意いたしましたので、ご活用ください。
敬具

記

○クレジットカード取引等におけるセキュリティ対策の現状と今後の取組について

～実行計画後の取組（ポスト 2020）～

- ・本編 https://www.j-credit.or.jp/security/pdf/efforts_main_2020.pdf
- ・概要版 https://www.j-credit.or.jp/security/pdf/efforts_overview_2020.pdf

○クレジットカード・セキュリティガイドライン【1.0 版】

- ・公表版 https://www.j-credit.or.jp/security/pdf/plan_2020.pdf
- ・概要版 https://www.j-credit.or.jp/security/pdf/overview_2020.pdf

※なお、上記資料を含む関連資料サイトは以下となります。

(URL <https://www.j-credit.or.jp/security/document/index.html>)

<本件に関するお問合せ先>

クレジット取引セキュリティ対策協議会 事務局

一般社団法人日本クレジット協会 セキュリティ対策推進センター

TEL 03-5643-0011 / FAX 03-5643-0080

以上

「クレジットカード取引等におけるセキュリティ対策の現状と今後の取組について～実行計画後の取組（ポスト2020）～」及び「クレジットカード・セキュリティガイドライン」＜概略＞

1. クレジットカード取引等におけるセキュリティ対策の現状と今後の取組について～実行計画後の取組（ポスト2020）～

これまでの実行計画の推進状況を踏まえ、実行計画終了後の2020年4月以降における当協議会の取組等を「クレジットカード取引等におけるセキュリティ対策の現状と今後の取組について～実行計画後の取組（ポスト2020）～」として取りまとめた。

【ポイントとなる事項】

○実行計画後（2020年4月以降）の主な取組事項として、以下の4項目を設定。

- （1）非対面不正利用への対策
- （2）関係事業者におけるカード情報保護対策の加速化及び維持管理
- （3）新たな決済サービス等におけるセキュリティ対策
- （4）実効性のある消費者啓発の実施

○上記新たな検討課題への対応として、本協議会の組織体制の見直しを実施。

- （1）新たな決済サービス事業者等を本会議委員に追加（具体的な委員会社については、本会議議長と相談の上今後選定させていただく）
- （2）検討課題に即した以下の新たなWG等を設置するとともに、現行の3つのWGは解散する
 - ①セキュリティ対策推進WG
 - ②非対面不正対応WG
 - ③新型決済対応WG
 - ④テクニカルグループ

2. クレジットカード・セキュリティガイドラインについて

実行計画は、我が国のクレジットカード取引関連事業者が取り組むべき「国際水準」のセキュリティ対策について取りまとめたものであり、割賦販売法で求められるセキュリティ対策の「実務対応上の指針」となっているものである。

実行計画は対応期限である2020年3月末をもって終了とするところ、こうした

セキュリティ対策の実務上の指針がなくなってしまうことは、関係事業者にとって多大な影響を及ぼすこととなり、後継する文書の策定が必要となる。

そこで、実行計画に記されていた各関係事業者に求められるセキュリティ対策に関する内容を中心に再編集し、新たに「クレジットカード・セキュリティガイドライン」として取りまとめた。

【ポイントとなる事項】

- 実行計画 2019 で求めているセキュリティ対策を、現在のクレジットカード利用環境を踏まえたうえで、クレジットカード・セキュリティガイドラインへ取りまとめている。

- 実行計画と同様に公表版と関係者版を作成する。関係者版には、「IC 取引における CVM リミット金額（カード会社が定める本人確認を不要とする上限額）を 1 万円とする」という説明を記載し、公表版では記載しない。

- なお、新たに追加した事項として、実行計画では従来「高リスク商材」について「デジタルコンテンツ(オンラインゲームを含む)」「家電」「電子マネー」「チケット」の 4 商材を対象としていたが、昨今の不正利用発生状況から新たに「宿泊予約サービス」を追加することとした。
なお、「宿泊予約サービス」を主な商材として取り扱う加盟店については、2020 年 9 月末日までにその対応の完了を求める。